

旭川市障がい者福祉施設等整備方針案（令和3年度から令和5年度まで）

1 障がい者福祉施設等整備を取り巻く環境について

(1) 国の指針

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、施設整備の分野としては「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」が示されており、次の点に配慮して、計画的に整備を行うこととしています。

ア 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

→生活介護、短期入所、就労継続支援等のサービスを保障する。

イ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

→地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、入所等から地域生活への移行を進める。

このほか、国土強靱化計画に基づく、災害時に備える施設整備が推進されています。

(2) 旭川市の現状及び課題

本市における障害福祉サービス事業所にアンケート調査を実施した結果、生活介護及びグループホームのどちらも不足しているとの回答が多くなっています。また、重度障がいに対応する事業所については、著しく不足していると感じられています。

一方、就労継続支援B型につきましては、不足していると感じている事業所よりも余剰があると感じている事業所が多い結果となりました。

また、同アンケートの結果、短期入所も不足しているとの回答が得られました。

これらのことから、本市においては入所等から地域への移行に必要となる、生活介護、グループホームが不足しており、合わせて短期入所も必要であると考えられます。

さらに、入所等から地域への移行が推進され、国の指針では入所施設は縮小する方針となっておりますが、グループホームでは対応が困難な方もいるため、障害者支援施設は今後も必要であり、老朽化などにより整備が必要となる場合が考えられます。

以上のことを踏まえ、本市の限られた予算の中で障がいのある人に対する支援を充実させていくため、次のとおり整備方針を定めます。

2 整備方針

(1) 地域に移行した障がいのある人が日中活動の場として利用する生活介護の施設整備を推進します。

(2) 入所施設等から地域生活への移行の受皿となるグループホームの施設整備を推進します。

(3) 地域生活移行への入居体験の場及び緊急時の受入れの場としての短期入所の施設整備を推進します。

(4) 国土強靱化計画に基づく、災害時に備える施設整備を推進します。

(5) 既存施設の老朽化により、障がいのある人のニーズに合わなくなったもの、安全・安心の確保が困難となった施設の創設、改築、修繕等を推進します。

なお、(1)及び(2)については、医療的ケア・行動障がい等、専門的な支援を必要とする重度障がいのある人等が利用することができる施設の整備を優先的に推進します。